

(投稿2015年4月21日)

2名の証人申請却下一日東整裁判第2回控訴審

4月20日東京高裁824号法廷(杉原則彦裁判長)で日東整裁判第2回控訴審が開かれ、1名の証人尋問が行われた後、第1回控訴審で提出されていた2名の証人申請を却下、この日で結審となった。

裁判に先立ち高裁前では風雨をとまなう春の嵐の中、数十名が支援を訴えていた。証人尋問が行われることもあり、傍聴席はすぐに満席となり法定前の廊下にも人があふれていた。

この日の裁判は新たに証拠として提出された日航の社内文書について、元日東整労組委員長の相沢氏への証人尋問が行われた。

- ・ 当人と約束なので名前を明かすことはできないが、地裁判決後に元管理職の方からこの文を入手した。
- ・ 地裁で原告側が主張してきたことがほとんど書かれており、作者の氏名と日付も書かれており整備分科会の文書であると思う。
- ・ JASの機体の整備に関する事でありJASの担当者が重要。整備分科会のJAS側の出席者が誰なのか知りたかった。
- ・ 日東整の整備能力、整備士資格の取得状況、年齢構成などが書かれており、関係する人でないと書く事ができない内容である。
- ・ 日東整はJASの整備の一部門であるとも書かれており単なる委託先ではなかった。株式の持分比率を100%に拡大する方針も書かれている。
- ・ 日東整の解散はJALの更生計画の結果ではないことを分かって欲しい。それ以前から日東整の排除を目指していたことは明らかだ。
- ・ この文書の作者からは是非とも直接話しを聞いて欲しい。

相沢証人からこのような証言があった。反対尋問の中で会社側代理人からは、作者とされている本人はその文書を見たことがないといっているとの陳述があった。

裁判の冒頭に会社側代理人から意見陳述があった。

提出した「日東整の資本構成を変える考えはない」との文書は、十数年前のことであり曖昧な部分はある。証人申請の出ている人は整備分科会のメンバーではなく会議に出たこともないと言っている。

原告側代理人からはこの部分について文書での提出を求めた。

証人尋問が終わり今後の取り扱いについて3人の裁判官による協議が行われ休憩。再開し、被告側代理人口頭陳述部分を書面での提出、2名の証人申請は却下、本日で結審、判決は6月24日(水)13時15分からと告げて閉廷した。

第1回控訴審で3名の証人申請が出され、相沢氏の証人尋問の結果他の2名の取り扱いについて判断するとされていたものが却下された。提出された証拠には作者の氏名まで記載されている。

この作者の尋問が不要とはいかがなものかと思う。新たに提出された文書は信頼性のある証拠として判断されることを期待する。